



業種別ガイドラインチェックシート － 美容業 －

《令和2年12月25日改訂版》

チェックシートの使い方

本チェックシートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、業界組合ごとに策定された「業種別ガイドライン」の取り組み状況を把握し、改善するためのものです。

各チェック項目について「実践している」、「実践していない」、「該当しない」にそれぞれ「✓」を入れ、実践していない項目について取り組みを改善しましょう。

※チェック項目があなたのお店で該当しない場合は「該当しない」に「✓」を記入してください。

1. 開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 接触感染及び飛沫感染について、従業員や顧客等の動線、接触等を考慮したリスク評価を行いそのリスクに応じた対策を検討している			

2. 施設内の各所における留意すべき基本原則と対応策

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 人との接触を避け、対人距離を1 m以上確保するように努めている			
2) 人と人が対面する受付等の場所では、対人距離を確保するかアクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するよう工夫している			
3) 会計時には、電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに、支払い時にコイントレーの使用などにより、接触機会を減らすように努めている			
4) 感染防止のため密にならないよう、来店者数を調整している			
5) 美容椅子の間隔に配慮している			
6) 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者については、来店を制限している			
7) 入口や施設内にアルコール擦式手指消毒薬を設置している			
8) 石鹸と流水による手洗いの励行を表示している			
9) 従業員にはマスクの着用を義務づけている			
10) 顧客にはマスクの着用を促すとともに、咳エチケットを励行している			
11) マスクを持参していない顧客には、マスクの配布もしくは販売するようにしている			
12) 施設内の換気について、厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に以下の項目について取り組んでいる			
① 機械換気がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行うこと。また、必要に応じて換気設備のフィルターの清掃等を行うこと			
② 機械換気が無い場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保すること。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けること			
③ 換気状況については、例えば、CO2センサーの使用等により、把握に努めること			

項 目	実践している	実践していない	該当しない
④ 窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとする窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せて HEPA フィルター付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること			
13) タオル、ケープの交換や、施設内及び皮膚に接する器具の消毒をその都度実施している			
14) 共用物品は最小限としている			
15) 従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は随時清拭消毒を行っている			
16) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QR コードを店内に掲示している			

3. 来店時・施術中

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある人、濃厚接触の疑いがある人、過去 14 日以内に海外渡航や当該在住者との濃厚接触がある人を予約時・来店時に確認し、状況によっては来店・入店をご遠慮いただくようにしている			
2) 密にならないよう施術の予約時間を調整している			
3) 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、顧客の名簿を 3 週間以上適正に管理している			
4) 使用する美容椅子の間隔を 1m 以上確保している			
5) 顧客を案内する際に接触を避けるようにしている			
6) 従業員は常にマスクを着用している。特に、シャンプー、化粧、まつ毛エクステンション等の顔面作業時及びネイルの施術時には必ず着用することとしている			
7) 会話は必要最小限としている			
8) 従業員は、必要に応じてフェイスガード、ゴーグル等を着用している			

4. トイレ

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 便器内は通常の清掃とし、不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口等は、定期的に清拭消毒を行っている			
2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している			
3) 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示している			
4) ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している			
5) ハンドドライヤー（手を乾かす設備）は使用中止にし、タオルの共有は禁止している			

5. 従業員の休憩室及び顧客の待合室

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 予約の調整を行うことにより、なるべく顧客が待合室を使用しないようにしている			
2) 一度に休憩する従業員数を減らし、対人距離を確保している（1 m以上確保するように努める）			
3) 対面で飲食や会話をしないようにしている			

項 目	実践している	実践していない	該当しない
4) 休憩室及び待合室を使用する際は、常時換気している			
5) 共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は定期的に清拭消毒している			
6) 従業員が休憩室を使用する際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをしよう指導している			

6. ゴミの廃棄

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 鼻水・唾液などが付いた可能性のあるゴミは、ビニール袋に密閉して縛り回収している			
2) ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用している			
3) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをしている			

7. 清掃・消毒

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃している			
2) 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、次亜塩素酸ナトリウム等を用いて始業前、終業後に清拭消毒している			
3) 高頻度接触箇所は随時清拭消毒している			
4) タオル、皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」の規定に基づいて行っている			

8. 従業員の感染予防のための管理

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図っている			
2) マスク着用等の咳エチケットの徹底を図っている			
3) 必要に応じて手袋等を着用している			
4) 時差出勤、自転車通勤の活用を図っている			
5) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している			
6) 出勤前に体温を確認し、風邪症状や発熱がある場合は、開設者及び管理美容師等に報告し出勤しないことを求めている			
7) 従業員が新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理美容師に報告することを徹底している			
8) 上記の報告を受けた場合は、必要に応じて保健所に相談し、指示を受けることとしている			
9) 新型コロナウイルス感染症について相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知している			
10) 従業員に対し、厚労省やコロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「新しい生活様式の実践例」などの指導・通達を周知している			
11) 地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討している			

集計：それぞれの項目ごとにチェックの数を集計して記入してください

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1. 開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策			
2. 施設内の各所における留意すべき基本原則と対応策			
3. 来店時・施術中			
4. トイレ			
5. 従業員の休憩室及び顧客の待合室			
6. ゴミの廃棄			
7. 清掃・消毒			
8. 従業員の感染予防のための管理			
合 計	①	②	③

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況

1. あなたのお店でやるべき対策の項目数

$$54 \text{ 項目} - \textcircled{3} \text{ の数 (該当しないの数)} = A$$

2. あなたのお店の達成状況

$$\textcircled{1} \text{ の数} \div A \text{ の数} \times 100 = \text{ } \%$$

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況は

%です